

議案第 3 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

- 3 第 1 2 条第 2 項及び別表第 4 の規定にかかわらず、当分の間、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者が療養している施設の内部その他これに準ずる区域として市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が別に定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として防疫等作業手当を支給する。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこ

これらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に対し、特例の特務手当として防疫等作業手当を支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。